

健康管理体制概要（2020年5月時点）

a 0 制度名	b 制度内容	c 法定
1 雇入れ時の健康診断	全社員は、雇入れ時に健康診断を受診。事業所長の了解を得て、業務時間内に受診することも可能。費用を補助（上限税抜10,000円）。	法定以上（法定では、健診受診は業務外のため賃金支払い義務はなし）
2 定期健康診断	全社員は、定期健康診断を受診。胃部内視鏡検査は、バリウムから内視鏡に変更可能。事業所長の了解を得て、業務時間内に受診することも可能。費用は、全額会社負担。	法定以上（法定では、健診受診は業務外のため賃金支払い義務はなし）
3 人間ドック	人間ドック対象の幹部社員は、定期健康診断の項目に加え、脳ドックなどを各自で選択可能。	当社独自の取組
4 要再検・要精検者への受診勧奨及び費用補助／要受診者への受診勧奨	要受診・要再検・要精検に該当する社員に対して、書面で受診を勧奨。要再検・要精検に該当する社員に対して、会社が再検査のためにかかる費用を補助（上限税抜50,000円）。	法定以上（法定では、再検査の実施義務および費用負担義務はなし）
5 特定保健指導	生活習慣病の予防が期待できる社員に対して、専門スタッフ(保健師、管理栄養士)による情報提供及び支援などの保健指導を行う。	法定内
6 女性健診	全女性社員は、女性健診を受診。検査項目は、子宮頸がん検診・下腹部エコー・乳がんエコー・乳がんマンモ（40歳以上）。費用を補助（各項目、上限税抜6,000円）。	当社独自の取組
7 インフルエンザ予防接種	接種を希望する全社員、社員が扶養する同居家族、提携ドライバーに対して、費用を補助（上限税抜4,000円）。13歳未満の扶養家族は、2回分の費用を補助（各回上限税抜4,000円）。※13歳未満は接種1回あたりの薬量が少なく、十分な抗体を得る為に2回の接種が必要であるため。	当社独自の取組
8 ストレスチェック	50名以上の事業所において、ストレスチェックを実施。検査の結果、一定の要件に該当する社員から申し出があった場合、面接指導を実施。	法定内
9 ハラスメント防止	各事業所にハラスメント相談窓口を設置し、ハラスメントが生じた場合には適切に対応。また、社内講習会や外部講師による研修会を定期的実施し、ハラスメントを予防。	法定内
10 禁煙治療の促進	禁煙治療を始める方に、初回費用を補助（上限税抜4,000円）。	当社独自の取組
11 電話相談サービス	外部委託サービスによる電話相談。相談項目は、健康相談、介護相談、メンタルケアカウンセリング、生活習慣病サポート、セカンドオピニオンアレンジ、がん治療と仕事の両立支援サービス、二次検診機関の手配・照会。	当社独自の取組
12 情報提供（健診結果閲覧・社内報）	健康管理について、定期的に情報を提供し、意識付けを目指す。	当社独自の取組
13 働き方改革	年次有給休暇の取得促進（計画休暇・誕生日休暇）。就業時間後、一斉消灯。	当社独自の取組
14 AED	全社で10台近くのAEDを設置。全社員AED訓練を定期的実施。	当社独自の取組